

一般事業主行動計画について

新座市社会福祉協議会では、全ての職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員が働きやすい環境をつくることによって、能力を十分発揮し、安心して働き続けられる雇用環境の整備を図り、地域との連携や社会貢献のために、次のような行動計画を策定しました。

計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

内 容

目標1 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間7日以上とする。

【対 策】

- 令和2年5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和2年8月～ 有給休暇取得計画表を作成し、計画的な取得を促進する
各課で取得状況を確認していく中で、課題点を取りまとめて、次年度に向け改善する

目標2 所定外労働の適正化に努め、事業所ごとに週1日を「ノー残業デー」とする。

【対 策】

- 令和2年4月～ 水曜日を「ノー残業デー」と設定し、早期退社を啓発する
業務の都合上実施できない事業場においては、他の曜日に設定し、週1回はノー残業デーを実施する
実施状況の確認集計を行い、原因を分析する

目標3 地域との連携を図るため、実習生やボランティアを受け入れる。

【対 策】

- 令和2年4月～ 小学生、中学生、高校生のボランティア体験を積極的に受け入れ
又はボランティア先の斡旋を行う
- 令和2年4月～ 大学等の資格取得希望者の実習生を積極的に受け入れる